

## 越生町総合教育会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、越生町総合教育会議（以下「会議」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(構成員)

第2条 会議は、町長及び越生町教育委員会（以下「教育委員会」という。）をもって構成する。

(会議)

第3条 会議は、町長が招集する。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

3 町長は、会議の議長となる。

(会議の通知及び告示)

第4条 町長は、会議招集の日時、会議開催の場所及び会議に付すべき議事を開会日の3日前までに告示し、構成員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(会議の公開)

第5条 会議は、これを公開とする。ただし、個人の秘密を保つために必要があると認めるとき又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、町長及び教育委員会の合意により公開しないことができる。

(会議の傍聴)

第6条 傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関して必要な事項は、越生町議会傍聴規則（昭和59年議会規則第1号）を準用する。

(議事録)

第7条 町長は、会議の終了後、その議事録を作成し、第5条ただし書の規定により会議を公開しないこととした部分を除き、これを公表する。

(事務局)

第8条 会議の事務局を総務課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年11月13日から施行する。